

# 玉掛け業務従事者安全衛生教育

労働安全衛生法 60 条の 2 第 2 項により、玉掛け業務に就いている者(危険業務従事者)は、5 年ごとに安全衛生教育を実施するように定められています。当協会では、この法令に基づき玉掛け業務従事者に対する安全衛生教育講習会を事業者にかわって実施いたしますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

【日 時】 令和6年9月9日(月) 8:50~15:00(受付8:30)

※ 遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんので、集合時間は厳守して下さい。

【会 場】 (公財)岩手労働基準協会・研修センター

盛岡市北飯岡 1-10-25

◎ 駐車場あり

※場所等については、「岩手労働基準協会」のホームページをご参照ください。

【受講資格】 玉掛け業務従事者で玉掛け技能講習修了後概ね5年経過する者。

または本教育受講後5年経過する者。

【受講料】 会 員 8,965円(消費税10%込) (受講料 7,150円 テキスト代 1,815円)

非会員 11,165円(消費税10%込) (受講料 9,350円 テキスト代 1,815円)

【申込締切日】 8月26日(月) 予定募集定員20名

締切日までに受講料のお支払いがない場合、申込みが取消しされることがありますのでご注意ください。

【キャンセルの取扱】 9月2日(月) 以降のキャンセル及び欠席の場合は受講料はお返しできません。

【申込方法】 空き状況を確認のうえ、「受講申込書」に玉掛け技能講習修了証の写しを貼付し、受講料・テキスト代を添えてお申し込み下さい。(FAX可)

また、修了証は、原本確認のため、講習会当日に必ずご持参ください。

申込、キャンセル等のお問い合わせは、月曜日～金曜日(休・祭日除く)8:30~17:00 にお願いたします。(8/10~8/18 休業)

〒020-0857 盛岡市北飯岡 1-10-25 TEL 019-681-1076 FAX 019-681-1018

※ 銀行送金の場合は、締切日までに下記口座へお振込み下さい。お振込手数料はご負担願います。  
お振込みの方には 受講票送付時領収証を同封させていただきます。

岩手銀行本店(普) 0442786 (公財)岩手労働基準協会盛岡支部

【カリキュラム】

時 間	講 習 科 目
8:50~ 9:00	オリエンテーション
9:00~10:00	最近の玉掛用具の特徴 (1時間)
10:10~13:30	玉掛用具等の取扱いと保守管理 (2.5時間)
13:30~15:00	災害事例及び関係法令 (1.5時間)

※ 休憩 10:00~10:10、昼食 12:00~12:50

- 【そ の 他】
- (1) 受講票は5日前までに郵送いたしますので、当日、講習会場の受付で提示願います。
  - (2) 筆記用具、昼食をご持参下さい。
  - (3) 全科目受講した方には『修了証』を交付いたします。また、所属事業場には『実施証明書』を交付いたします。
  - (4) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。
  - (5) 構内での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承ください。

## 玉掛け業務従事者安全衛生教育申込書

※協会使用欄

原本照合確認

令和 6年 9月 9日 (月)

ふりがな		生 年 月 日	昭 和 年 月 日 平 成
氏 名	併記を希望する場合の旧姓又は通称		
現 住 所	(番地まで詳しくご記入下さい) TEL ( ) ( ) ( ) 〒 —		

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤 務 先	所 在 地	〒 — TEL ( ) ( ) ( )		
	事 業 場 名 代 表 者 名			担 当 者 名 内 線 ( )
※該当箇所にお印 をお付け下さい。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	受講料振込予定日
	受 講 票 送 付 希 望 先	勤 務 先	自 宅	月 日

令和 年 月 日

受 講 者 名 (本人自署) \_\_\_\_\_

当日連絡できる電話番号 ( — — )

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

修了証貼付欄 (玉掛け技能講習修了証の写しを貼付し、**原本確認のため受講日に必ず持参してください。**)

## 〈記入に際しての注意事項〉

- 「氏名(ふりがな)」、「生年月日」、「現住所」欄には、誤りのないようはっきり、丁寧にご記入ください。**(鉛筆書き不可)**
  - 忘れずに**担当者名**をご記入ください。
  - 「氏名」の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入してください。(姓を使用した氏名の場合:戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書を添付(写し)すること。通称の場合:住民票又はそれに類する証明書を添付(写し)すること。)いずれも受講当日正本を提示してください。
- ※ 申込書に記入していただいた個人情報、本講習の実施のために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外には一切使用しません。